

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第22号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務)</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2 法第53条第4項に規定する法人のうち、法人税法第81条の22第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、同法第81条の24第1項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同条第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第3項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第5項の規定により同項の届出書を提出した場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。第47条第4項及び第5項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第47条第5項において同じ。）（当該法人が同法第81条の24第1項の規定の適用を受けている期間内に同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた法人を含む。）は、<u>総務省令第3条の3の3</u>で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p>	<p>(確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務)</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2 法第53条第4項に規定する法人のうち、法人税法第81条の22第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、同法第81条の24第1項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同条第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第3項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第5項の規定により同項の届出書を提出した場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第47条第4項及び第5項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第47条第5項において同じ。）（当該法人が同法第81条の24第1項の規定の適用を受けている期間内に同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた法人を含む。）は、<u>法第53条第51項の総務省令</u>で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p>

第18条の2 [略]

2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第37条の10第3項各号に掲げる金額（所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他法附則第35条の2第2項の政令で定める事由により交付を受ける同項の政令で定める金額並びに租税特別措置法第4条の4第3項、第37条の10第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する交付を受ける金額（これらの規定により同法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項の規定を適用する。

3 租税特別措置法第9条の6第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「の金額（租税特別措置法第9条の6第1項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

4 [略]

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第20条の3 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で法附則第10条の2第1項の政令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第54条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第61条第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号及び第62条の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、第61条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難

第18条の2 [略]

2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第37条の10第3項各号に掲げる金額（所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他法附則第35条の2第2項の政令で定める事由により交付を受ける同項の政令で定める金額並びに租税特別措置法第4条の4第3項、第37条の10第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する交付を受ける金額（これらの規定により同法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「の金額（租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

4 [略]

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第20条の3 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で法附則第10条の2第1項の政令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第54条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成24年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合における第61条第1項第1号及び第62条の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成24年3月31日までの間に行われたときに限り、第61条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合とし

である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年）」と、第62条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年）以内、前条第2項第1号」と、同条第2項中「2年」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年）」とする。

（認定長期優良住宅である住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例）

第22条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成22年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

（不動産の価格の決定の特例）

第23条の2 [略]

（不動産取得税の納税義務の免除等）

第23条の3 第64条の6第1項に規定する農地保有合理化法人等が担い手農業者確保事業（同項に規定する農地売買等事業のうち、担い手農業者の経営の定着発展を促進することを目的として、平成21年度以後に、知事の承認した実施計画に基づいて実施されるものをいう。）により、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日から平成22年3月31日までの間に同項に規定する土地を取得した場合における当該土地の取

て法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年）」と、第62条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年）以内、前条第2項第1号」と、同条第2項中「2年」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年）」とする。

（認定長期優良住宅である住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例）

第22条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成24年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

（不動産の価格の決定の特例）

第23条の2 [略]

得に対して課する不動産取得税については、同項中「から5年」とあるのは「から5年（知事その取得の日から5年以内に附則第23条の3に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付期間の延長の承認をした場合においては、5年を経過する日の翌日から5年）」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「附則第23条の3の規定により読み替えて適用される第1項」と、「5年以内の期間（当該不動産が同項）」とあるのは「5年（知事その取得の日から5年以内に附則第23条の3に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付期間の延長の承認をした場合においては、5年を経過する日の翌日から5年）以内の期間（当該不動産が附則第23条の3の規定により読み替えて適用される第1項）」とする。

（自動車取得税の税率等の特例）

第24条の2 自家用の自動車（第84条第1項の自動車をいう。以下この条において同じ。）で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のもので取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第87条の規定にかかわらず、100分の5とする。

2 第8項第1号若しくは第2号に掲げる軽油自動車又は第10項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法

（自動車取得税の税率の特例）

第24条の2 自家用の自動車（第84条第1項の自動車をいう。以下この条から附則第24条の2の3までにおいて同じ。）で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のもので取得に対して課する自動車取得税の税率は、第87条の規定にかかわらず、当分の間、100分の5とする。

2 第8項第1号、第2号若しくは第3号イに掲げる軽油自動車又は附則第24条の2の3第1項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法

附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。
。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日
までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該
取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき
同条又は第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条に
おいて「車両総重量」という。）が3.5トンを超える軽油自動車（軽油を
内燃機関の燃料とする自動車をいう。第8項において同じ。）のうち、
次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第1号の総
務省令に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用さ
れるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害
防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス
保安基準」という。）で法附則第12条の2の2第5項第1号イの総務
省令に規定するもの（以下この号において「平成17年重量車排出ガス
保安基準」という。）に適合すること。

イ [略]

ウ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第
80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エ
ネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定め
られる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第
12条の2の2第5項第1号ハの総務省令に規定するエネルギー消費効
率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）以上
であること。

(2) 第11項に規定する第二種省エネルギー自動車

4 電気自動車（電気を動力源とする自動車で法附則第12条の2の2第6項

附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。
。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日
までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該
取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき
同条又は第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条及
び附則第24条の2の3において「車両総重量」という。）が3.5トンを超
える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第8項に
おいて同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の
2の3第3項第1号の総務省令に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用さ
れるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害
防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条及び附則第24条の2
の3第1項第1号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則
第12条の2の3第3項第1号イの総務省令に規定するもの（以下この
号において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合す
ること。

イ [略]

ウ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第
80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第24
条の2の3において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条
第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき
事項を勘案して法附則第12条の2の3第3項第1号ハの総務省令に規
定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第24条の2の3にお
いて「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

(2) 附則第24条の2の3第2項に規定する第二種省エネルギー自動車

4 電気自動車（電気を動力源とする自動車で法附則第12条の2の3第4項

の総務省令に規定するものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の2の2第7項の総務省令に規定するものをいう。以下この項において同じ。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第7項第1号の総務省令に規定するもの(以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同項第1号の総務省令に規定するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第7項第2号の総務省令に規定するもの(以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので

の総務省令に規定するものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の2の3第5項の総務省令に規定するものをいう。以下この項において同じ。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の3第5項第1号の総務省令に規定するもの(以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同項第1号の総務省令に規定するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の3第5項第2号の総務省令に規定するもの(以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので

同項第2号の総務省令に規定するもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の2の2第8項の総務省令に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.4を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の2の2第9項の総務省令に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の2の2第9項の総務省令に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1.6（当該電力併用自動車バス又はトラックである場合にあっては、100分の2.7）を控除した率とする。

（1） 車両総重量が3.5トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第9項第1号の総務省令に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用さ

同項第2号の総務省令に規定するもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の2の3第6項の総務省令に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.4を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の2の3第7項の総務省令に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の2の3第7項の総務省令に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1.6（当該電力併用自動車バス又はトラックである場合にあっては、100分の2.7）を控除した率とする。

（1） 車両総重量が3.5トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第7項第1号の総務省令に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用さ

れるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第9項第1号イの総務省令に規定するもの（以下この号において「平成17年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

イ・ウ [略]

(2) 車両総重量が3.5トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第9項第2号の総務省令に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第9項第2号イの総務省令に規定するもの（以下この号において「平成17年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

イ・ウ [略]

8 次に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前3項、第10項又は第11項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の1）を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあつては100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の0.5）をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第10項第1号の総務省令に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネル

れるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の3第7項第1号イの総務省令に規定するもの（以下この号において「平成17年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

イ・ウ [略]

(2) 車両総重量が3.5トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第7項第2号の総務省令に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の3第7項第2号イの総務省令に規定するもの（以下この号において「平成17年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

イ・ウ [略]

8 次に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前3項又は附則第24条の2の3第1項若しくは第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成22年8月31日（第2号に掲げる自動車にあつては、平成23年8月31日）までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号又は第3号イに掲げる軽油自動車にあつては100分の1を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2（当該取得が平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の1）を、第3号アに掲げる軽油自動車にあつては100分の0.5をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の3第8項第1号の総務省令に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネル

ギー消費効率以上のもので同号の総務省令に規定するもの

- (2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第10項第2号の総務省令に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同号の総務省令に規定するもの
- (3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車で法附則第12条の2の2第10項第3号の総務省令に規定するもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同号の総務省令に規定するものに適合するもの

ギー消費効率以上のもので同号の総務省令に規定するもの

- (2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の3第8項第2号の総務省令に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同号の総務省令に規定するもの
- (3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

ア 乗車定員10人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の3第8項第3号イの総務省令に規定するもの（以下この号において「平成21年輕油軽量車基準」という。）に適合するもの

イ 車両総重量が2.5トンを超えるバス又はトラックのうち、平成21年輕油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の2の3第8項第3号ロの総務省令に規定するもの

9 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第88条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする

—

10 第一種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の2の2第12項の総務省令に規定するもの（次項において

「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同条第12項の総務省令に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得（第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

11 第二種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の2の2第13項の総務省令に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

12 前2項の規定は、第90条第1項又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の2第14項の総務省令に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

（自動車取得税の免税点の特例）

第24条の2の2 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第88条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第24条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省

エネルギー自動車の取得（附則第24条の2第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の2の5第1項第1号の総務省令に規定するもの（以下この項及び次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同号の総務省令に規定するもの

(2) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の2の5第1項第2号の総務省令に規定するもの

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（附則第24条の2第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の2の5第2項第1号の総務省令に規定するもの

(軽油引取税の課税免除の特例)

第24条の4 平成24年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第99条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は次項において準用する第99条の18第1項の規定による局長の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

(1) [略]

(2) 海上保安庁その他法附則第12条の2の4第1項第2号の政令に規定する者が航路標識法(昭和24年法律第99号)第2条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で同号の政令に規定するものに供する軽油の引取り

(3) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他法附則第12条の2の4第1項第3号の政令に規定する者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので同号の政令に規定するもの(日本貨物鉄道株式会社にあつては、同号の政令に規定する機械を含む。)の動力源に供する軽油の引取り

(4) 農業又は林業を営む者その他法附則第12条の2の4第1項第4号の

(2) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので法附則第12条の2の5第2項第2号の総務省令に規定するもの

3 前2項の規定は、第90条又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の5第3項の総務省令に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第24条の4 平成24年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第99条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は次項において準用する第99条の18第1項の規定による局長の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

(1) [略]

(2) 海上保安庁その他法附則第12条の2の7第1項第2号の政令に規定する者が航路標識法(昭和24年法律第99号)第2条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で同号の政令に規定するものに供する軽油の引取り

(3) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他法附則第12条の2の7第1項第3号の政令に規定する者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので同号の政令に規定するもの(日本貨物鉄道株式会社にあつては、同号の政令に規定する機械を含む。)の動力源に供する軽油の引取り

(4) 農業又は林業を営む者その他法附則第12条の2の7第1項第4号の

政令に規定する者が動力耕うん機その他の同号の政令に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り

- (5) 陶磁器製造業、木材加工業その他の法附則第12条の2の4第1項第5号の政令に規定する事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の同号の政令に規定する用途に供する軽油の引取り

2 [略]

(軽油引取税の税率の特例)

第24条の5 平成30年3月31日までに第99条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第99条の2第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第99条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、第99条の5の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、32,100円とする。

政令に規定する者が動力耕うん機その他の同号の政令に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り

- (5) 陶磁器製造業、木材加工業その他の法附則第12条の2の7第1項第5号の政令に規定する事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の同号の政令に規定する用途に供する軽油の引取り

2 [略]

(軽油引取税の税率の特例)

第24条の5 軽油引取税の税率は、第99条の5の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、32,100円とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第24条の6 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第99条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第99条の2第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第99条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第99条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項

(自動車税の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車
で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。第3項にお
いて同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と
して用いる自動車で同条第1項の総務省令で定めるものをいう。第3項にお
いて同じ。)、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同
条第1項の総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のもの
との混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる
自動車で同項の総務省令で定めるもの(次項において「電気自動車等」と
いう。))並びに一般乗合用バス等(一般乗合用バス及び学校教育法(昭和
22年法律第26号)第1条に規定する学校の設置者が所有し、かつ、専ら当
該学校の学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスをい
う。以下同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定め
る年度以後の年度分の自動車税の税率の適用については、別表の規定にか
かわらず、次の表に定める税率とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
で平成9年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する
新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの
新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年
度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自
動車以外の自動車で平成11年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販
売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第99条の2第1項各号の軽油
の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特
別徴収義務者が第99条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油
引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

(自動車税の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車
で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項及び第3
項において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の
燃料として用いる自動車で同条第1項の総務省令で定めるものをいう。次
項及び第3項において同じ。)、専らメタノールを内燃機関の燃料として
用いる自動車で同条第1項の総務省令で定めるもの及びメタノールとメタ
ノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の
燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるもの並びに一般乗合用
バス等(一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に
規定する学校の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童
又は幼児の通学又は通園の用に供するバスをいう。以下同じ。)及び被けん
引自動車を除く。)に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分
の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める
税率とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
で平成11年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する
新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの
新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年
度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自
動車以外の自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

[略]

[略]

2 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項の総務省令に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項の総務省令に規定するもの（次項から第5項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同条第3項の総務省令に規定するものに対する自動車税の税率の適用については、当該自動車平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

[略]

[略]

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害

防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の3第3項第2号イの総務省令で定めるもの（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同条第3項第2号イの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号ロの総務省令で定めるもの（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第3項第2号ロの総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の3第3項第3号の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同号の総務省令で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同号の総務省令で定めるものをいう。）

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率（次項及び第4項において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成

[略]

[略]

3 次に掲げる自動車に対する自動車税の税率の適用については、当該自動車平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成22年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、前項の表に定める税率とする。

(1) [略]

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第4項第2号イの総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同号イの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第4項第2号ロの総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17

17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同号の総務省令で定めるもの（次項及び第4項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

[略]

[略]

3 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成22年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、前項の表に定める税率とする。

(1) [略]

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項第2号イの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第4項第2号ロの総務省令で定めるもの

年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない
もので同号ロの総務省令で定めるもの

(3) [略]

4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第5項の総務省令で定めるもの（第2項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する自動車税の税率の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

[略]

5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第6項の総務省令で定めるもの（第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する自動車税の税率の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成22年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、前項の表に定める税率とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(3) [略]

4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第5項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては、平成22年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

[略]

(県民税に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「旧租税特別措置法」という。）第9条の6第1項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした所得割の納税義務者の当該株式の譲渡による所得については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第9条の6第1項に規定する個人である所得割の納税義務者が、施行日から平成22年12月31日までの間に、同項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、この条例による改正前の岩手県県税条例附則第18条の2第3項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法第9条の6第1項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第51条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第9条の6第1項」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例附則第25条の規定は、平成22年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成21年度分までの自動車税については、なお従前の例による。